

「畑作物の所得補償交付金における数量払」の交付申請手続きについて

平成23年産の「畑作物の所得補償交付金における数量払」の交付申請が、締切の直前に集中した場合、審査に時間がかかることも予想されます。また、申請内容の訂正等による手戻りが発生しますと、交付金の交付までに日数を要しますので、できるだけ時間的に余裕をもって交付申請手続きをしていただければ幸いです。

なお、具体的な交付申請の締切は、最寄りの地域農業再生協議会、地域センター又は農政事務所にお問い合わせください。

※ 「大豆」及び「そば」について、品質区別生産量（当年産の出荷・販売数量）が、平成24年3月5日までに確定しない場合は、別途の手続きにより、交付申請を行う必要がありますので、最寄りの地域センター又は農政事務所にご相談ください。



てん菜、でん粉原料用ばれいしょの交付申請手続きについて

てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて交付申請をする方は、以下のことにご注意ください。

てん菜の交付申請について

平成23年産てん菜の「交付対象比率」は、「1.000」となりました。

ホクレンが交付申請の際の証明書類としてJAに発行する「販売見込証明書」の「販売見込数量」は、総出荷数量のうち、数量払の交付対象となるてん菜糖の製造用として販売が見込まれる数量が記載されています。

数量払の交付申請書の「販売総数量」の欄には、証明書の「販売見込数量」をそのまま記入してください。



でん粉原料用ばれいしょの交付申請について

平成23年産でん粉原料用ばれいしょの「糖化用等比率」は、「0.614」となりました。

農政事務所では、数量払の交付申請書に記載された「販売総数量」に、この比率を乗じて交付金額を計算します。

数量払の交付申請書の「販売総数量」の欄には、対象国内産いもでん粉製造事業者にでん粉の製造を委託した数量又は売り渡した数量をそのまま記入してください。（※「糖化用等比率」は、交付申請者が交付申請書を作成する際には使用しません。）

対象国内産いもでん粉製造事業者の工場名
ようてい農協澱粉工場
上川北部農協合理化澱粉工場
南十勝農工連澱粉工場
東部十勝農工連澱粉工場
士幌町農協澱粉工場
斜里町農協中斜里澱粉工場
清里町農協澱粉工場
美幌地方農工連澱粉工場
(株)オホーツク網走澱粉工場
小清水町農協澱粉工場

○ 平成22年産までは、各でん粉工場でライマン価換算式が異なっていたことから、昨年度までの水田・畑作経営所得安定対策における成績払では、各工場が発行する受入証明書等の加重平均ライマン価に、各工場別の補正係数を乗じたものを「でん粉含有率」としておりましたが、23年産からは、ライマン価換算式が全道で統一されたことから、各工場別の補正係数は無くなりました。



来年度の水田・畑作経営所得安定対策について

来年度（平成24年4月から）の水田・畑作経営所得安定対策については、平成23年度と同様に収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）を実施します。

【平成24年産収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の加入申請期間】

平成24年4月2日～7月2日まで

※ 手続きの詳細は次号にてお知らせする予定です。

※ 農業者戸別所得補償制度も同様に7月2日までとなっています。

【平成23年産収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）の交付申請期間】

<23年産> 24年4月2日～5月1日まで

平成23年産収入減少影響緩和交付金についても米価変動補填交付金との調整を行います

米価変動補填交付金（農業者戸別所得補償制度）による補填が行われ、収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）でも米について補填が行われる場合には、前年同様、両制度の補填額が重複しないように調整する必要があります。

このため、平成24年度（24年5月以降）に収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）の支払いに当たっては、米価変動補填交付金の額を控除することとしています。

23年産米の収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）

= (米の標準的収入額 - 米の当年産収入額) × 0.9 - 米価変動補填交付額

米を直接販売している方へ

米を直接販売されている方で、平成24年4月に23年産の収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）の交付申請を行う方は、販売伝票等とともに「直接販売した米穀の数量報告書」（担一参考様式第9号）を提出して頂くことになっていますが、作成する際には以下の点に注意の上、ご記入ください。

担一参考様式第9号

生産年の翌年の4月1日以降に販売予定であるもののみについて契約年月日を記入

1行毎に括弧内の精米販売数量に1.1をかけて玄米数量を算出(四捨五入)

括弧内に精米販売数量を記入

直接販売した米穀の数量報告書					
販売の相手先	銘柄名	契約年月日	販売(予定)年月日	個数	販売対象数量(kg)
A氏	23年産北海道産「ゆめぴりか」 精米13kg		平成23年10月5日	1	14 (13)
B商店	23年産北海道産「ほしのゆめ」 精米7kg		平成23年10月5日	4	31 (28)
C氏	23年産北海道産「ほしのゆめ」 玄米10kg		平成23年11月25日	5	50 ()
E氏	23年産北海道産「ゆめぴりか」 精米5kg	平成24年2月9日	平成24年5月10日	6	33 (30)

※ 4月1日以降に販売予定であるもののみ記入する。

お問い合わせ先

地域センター等	所在地	電話番号
北海道農政事務所 経営・事業支援課	札幌市中央区北4条西17丁目19-6	011-642-5469
函館地域センター	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-26-7800
旭川地域センター	旭川市宮前通東4155番31 旭川地方合同庁舎	0166-76-1279
釧路地域センター	釧路市南浜町5番9号 釧路港湾合同庁舎	0154-23-4401
帯広地域センター	帯広市西6条南7-3 帯広地方合同庁舎	0155-24-2401
北見地域センター	北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎	0157-23-4171
苫小牧地域センター	苫小牧市元中野町3丁目3番6号	0144-32-5345